

## 〔マンション管理法律研究部〕

### 1 当部の活動概要

マンション管理法律研究部は、多くの国民が生活する場となっているマンションの管理において発生する法律問題について実務的に掘り下げて研究することを目的として、平成30年8月1日に設立された。現在、部員は約50名となっており、毎月1回、弁護士業務改革委員会マンション部会の例会日に、同例会終了後に続く形で、定例会を開催している。

活動内容は、全部員により決定されたテーマに沿って、当該定例会における担当部員が発表を行い、その後に部員相互で活発な討議をして専門的な知見を深めるという形式を基本として、機会に応じて、外部専門家を招いて講演をいただくこと等も行っている。

### 2 令和4年度の活動内容

#### (1) マンション法律相談における頻出事例等についてのディスカッション及び部員が実際に担当したマンション関連訴訟の報告

令和3年10月の定例会より、部員が日々の業務の中で受けるマンション法律相談において、高い頻度で受ける類型の相談ないし回答に当たって特に留意を要する類型の相談について、造詣の深い部員によるレクチャーとそれに続く部員相互の討議を実施しており、本年度も引き続いて、初頭から内容の濃い研究を重ねてきた。

また、部員が実際に代理人として受任したマンション関連訴訟の内容について、守秘義務に細心の注意を払ったうえで当該部員から報告を行い、それに続いて部員相互で討議をすることも行ってきた。

#### (2) 出版についての取り組み

現在、当部では、マンション管理組合の総会運営について研究を深め、実務書籍を出版することを目指して活動している。

研究部における毎回の討議を踏まえつつ、経験豊富な部員が、そ

それぞれの得意分野において執筆を行い、出版に向けて今後も活動していく予定である。

以 上

文責 大門 誉幸